

九州ゴルフ連盟 倫理規程

制定 令和6年2月9日

(目的)

第1条 この規程は、九州ゴルフ連盟の事業に関わる全ての関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の事業目的及びその執行に対する公正さへの不信を招く行為の防止を図り、よって本連盟に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

(関係者の範囲)

第2条 この規程における関係者とは、規約第6条に規定する会員、同第14条及び16条に規定する理事・監事、同第23条に規定する委員会委員、同第25条に規定する顧問、細則第4条に規定する事務局長及び事務局職員、主催競技の参加選手及びその指導者・トレーナー・キャディ・親族等のサポートスタッフその他本連盟との取引相手先含めた全ての事業に関わる者をいう。

(関係者の基本的責務)

第3条 関係者は法令を遵守することはもとより社会的規範を十分に認識し、本連盟の規約第3条に規定する「目的」を達成するため、本連盟の規約・細則及び別途定める活動ポリシーの他、関係規定及び関係規則に基づき、なすべき職務を公正且つ誠実に履行し、その使命にふさわしい倫理を自覚して行動しなければならない。

(関係者の遵守事項)

第4条 関係者は、暴力、差別、誹謗中傷、陰湿な陰口他、あらゆるハラスメント行為並びに言動を行ってはならない。

- 2 関係者は、ドーピング等に関わるものを含め禁止薬物の使用を行ってはならない。
- 3 関係者は、個人の名誉を重んじ且つ個人の尊厳を尊重し、併せて常にプライバシーに配慮しなければならない。
- 4 関係者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、その役職や地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 5 関係者は、賭博若しくは八百長又はこれらにいかなる形でも関与してはならない。
- 6 関係者は、無免許運転、飲酒運転等の交通法規違反を行ってはならない。
- 7 関係者のうち、20歳未満の者は、飲酒および喫煙をしてはならない。
- 8 関係者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、当該会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

- 9 関係者は、暴力団など反社会的勢力の構成員となつてはならず、反社会的勢力と交際及び取引をしてはならない。
- 10 関係者は、連盟の業務に関連し、関係業者及びその職務遂行の対象者となる者等から一切の不正な利益や便宜供与を受ける等の社会的疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 11 関係者は、社会通念上妥当な範囲を超えて贈答、接待、饗応等を行い、又は受けてはならない。
- 12 関係者は、この連盟の事業に関わる情報を適切に管理しなければならない、職務上知り得た情報を特定の者に有利に用いる等の不当な利用をしてはならない。
- 13 関係者は、他の関係者に対して、本条第1項ないし第12項に違反する行為を指示、教唆又は幫助してはならない。
- 14 関係者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、社会の信頼を確保するよう、法令を遵守した責任ある行動を取らなければならない。
- 15 関係者のうち、特に競技に携わる者は、夫々の競技において適用される規定、連盟の定める行動規範等の関連規定を遵守し、且つゴルフルールの崇高な精神に則り行動しなければならない。
- 16 関係者は、自らの立場を利用し、他者に対し恰も優先的な地位を有しているかのような言動並びに対応を強要するような行為を行ってはならない。

(倫理委員会の設置)

- 第5条 この規程の実効性を確保するために、連盟内に倫理委員会を設置する。設置の及ばない期間については、総務財務委員会が倫理委員会を代行する。
- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(改廃)

- 第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

- 第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月19日より施行する。